

役場からのお知らせ

「寄附金」が「寄付」になります

23年間にわたり地域振興に寄与して参りました「チャリティコンサート実行委員会」より、福島町の教育・文化発展のため活用されるようにと、6万17円の寄付がありました。

お問い合わせ先

総務課総務防災係
☎ 47-3001

公営住宅の申込みは

建設課まで

現在、福島町の公営住宅には空きがあります。

申込み希望がございましたら建設課までご連絡ください。

申込み資格

・世帯全員の政令月収が十五万八千円以下であること。

※高齢者や就学前の子供等が居る方は裁量階層（二十一万四千円以下）となる場合があります。

・税金等の滞納が無いため。

・世帯に暴力団員が居ないこと。

・入居時に福島町に住所を有していること。

・基本的に持ち家の無い方。

お問い合わせ先

建設課建築係
☎ 47-3006

北海道胆振東部地震に係る被災地への職員派遣について

北海道より災害応援等協定に基づく派遣要請があり、

9月26日（水）から10月1日（月）まで、厚真町へ3名の職員を派遣しました。

厚真町では、罹災証明及び被災証明交付等の事務を行い、人的支援を行ってききました。



お問い合わせ先

総務課総務防災係
☎ 47-3001

福島町重度心身障がい者等タクシー料金の助成について

福島町では、重度心身障がい者に対してタクシー料金の一部を助成しております。該当となる方に対して3月に個別に通知しており、申請による手続きを経た上でご利用いただいております。

まだ手続きされていない方がおりましたら、役場福祉課で手続きされますようご案内いたします。



●利用できるのは？

函館ハイヤー事業協同組合に所属する小型タクシー、福祉タクシー並びに福島町の山崎ハイヤー【函館バスは、利用できません】

●助成額・交付枚数

タクシー利用1回につき、当該タクシーに係る運賃の基本料金。ただし、手帳提示による1割引を受けた場合は、その割引の額を差し引いた額（年間36枚）。なお、年度途中で受給者となった場合は1か月あたり3枚の交付となります。

●対象となる方

町内に住所を有する重度心身障がい者等の方

●対象となる条件

- ・身体障害者手帳保持者で下肢、体幹障害1～3級の方
- ・視覚障害1～2級の方、内部障害1級の方
- ・療育手帳A所持者

●申請に必要なもの

印鑑、身体障害者手帳
※代理申請も可能です。

問い合わせ先

福祉課 福祉係 ☎47-4682

函館弁護士会の弁護士が

無料法律相談

を行います

借金・離婚、相続などの家庭問題・不動産・交通事故・一般民事・刑事事件・犯罪被害・成年後見等その他の法的トラブル、困り事についても、まずはお気軽に「弁護士」にご相談下さい。

相談場所 / 福島町役場 2階会議室

11月16日(金)

午後1時～午後4時

お問い合わせ・予約先

Tel(0138)41-0232 函館弁護士会まで